

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

令和4年2月25日（金）午後3時30分～午後5時

場所：世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室

○ 開会

1. 令和4年度の労働報酬下限額について（報告）
2. 入札制度改革に係る意見書について
3. 入札制度改革に係る事業者向説明会について（報告）
4. 公契約適正化委員会の検討項目について
5. 令和4年度の審議スケジュールについて
6. その他

○ 閉会

配付資料

- ・ 次第
- ・【資料1】 世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について
- ・【資料2】 労働報酬下限額の改定に伴う賃金引上げの影響
- ・【資料3】 入札制度改革に係る意見書
- ・【資料4】 入札制度改革に係る事業者向説明会実施状況について
- ・【資料5】 公契約適正化委員会の検討項目について
- ・【資料6】 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会 スケジュール（案）

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

1 主旨

令和3年11月30日付で提出された「2022（令和4）年度労働報酬下限額に関する意見書」を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上の 工事請負契約	①国土交通省定義の51職種技能 労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の85% ②見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者 →公共工事設計労務単価の軽作業 員比70% ③上記に該当しない労働者 →1,130円	①、②：現行と同じ ③：1,170円	①、②：現行と同じ ③： <u>1,170円</u>
(2) 予定価格 2千万円以上の 工事請負契約以 外の契約 (委託等)	1,130円	1,170円	<u>1,170円</u>

3 適用

令和4年4月1日以降に契約する案件から適用

4 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月下旬 告示（今回の改定に基づく告示）
令和4年 3月 告示（公共工事設計労務単価の変更に基づく告示）
4月 新労働報酬下限額適用開始

令和3年12月9日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会
会長 中川 義英

入札制度改革に係る意見書

区は本年2月の本委員会からの答申や区の公契約の現況等を踏まえ、公契約条例の趣旨や労働者への適正な賃金支払い等取組みの周知及び遵守の徹底、工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する仕組みの導入などからなる入札制度改革を、来年度から実施することとしている。これに対し、本委員会において各委員から出された意見を取りまとめたので報告する。

1 条例周知及び遵守の徹底の取組みについて

公契約条例の周知と労働報酬下限額の遵守の徹底を図るための、公契約条例とその取組みをまとめた手引きの公開や、労働報酬下限額の対象案件に従事する下請負者を含む労働者一人ひとりに対する周知カードの配布及び契約事業者の誓約書による周知の確認の取組みは、以下に留意の上で進めるべきである。

(1) 条例の手引きについて

手引きは詳細な解説を盛り込みつつ、分かりやすい表現で区との契約事業者及びその労働者のみならず、広く区民への周知の一助となるものが望ましい。また、条例に基づき事業者が取組むべき事項について、契約事業者と下請負者の各々の手続き内容を時系列に記載するなど、事務処理が円滑に進められるような工夫が必要である。

(2) 周知カード及び周知の確認について

周知カードは受け取った労働者がこれを契機に自らの労働条件を確認し、労働報酬下限額を下回る賃金支払いがある場合には雇用主や区へ相談することを明確に促すものとすべきである。また、周知カードは区との契約事業者のみならず、その契約案件に従事する下請負者等における労働者へも配布されるものであることから、周知の確認は、これら下請負者等へ

も行う必要がある。加えて、これら周知カードの配布及び周知の確認については、事業者にとって過度な事務負担とならないよう配慮しつつ進めるべきである。

2 (仮称) 世田谷区建設工事総合評価方式入札の導入について

工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する仕組みの導入は、公契約条例の趣旨を入札制度に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指すものであると考えるが、以下に留意の上で進めるべきである。

(1) 価格以外の評価について

施工能力評価をもって価格だけではなく工事の質の確保を図ることや、地域貢献評価をもって地域経済振興を進めること、公契約評価をもって適正な労働環境の構築を促すことなどは、いずれも公契約条例の目的の達成に資するものとなっており、労働者の労働条件及び事業者の経営環境の向上への一定程度の効果が期待できる。今後、公契約評価をはじめとした各評価項目を多くの事業者が達成し、その状況が定着してくれば取組み水準の引上げや他の評価項目を検討していく必要があると考える。これらは引き続き、入札制度の根幹を担う要素である経済性と公正性に留意の上で取組んでいくべきである。

(2) 価格評価について

最も適正と考えられる価格である評価基準価格よりも価格が低い入札については評価が逡減するという新たな評価方法は、過度な低価格入札を抑制し、低入札価格調査に伴う事業者負担および工期のロスの発生頻度の低減につながる。また、適正な価格による入札を促すことで、ダンピングの防止及び工事の履行品質の確保・向上に資することが期待できる。ただし、品質とのバランスを重視した評価方法への転換や、評価の指標が予定価格、評価基準価格、調査基準価格、失格基準価格の4項目となるなど、従前に比べて複雑な評価手法となっていることなどに鑑み、事業者には丁寧かつ詳細な説明を行う必要がある。

(3) 入札参加手続きについて

入札参加の手続きにおける大量の書類作成や複雑な事務処理は、事業者による参加の障壁となりえるため、提出物の簡略化など運用方法の工夫が必要である。

(4) 検証について

本制度の価格以外の評価項目は、公契約条例の趣旨に沿った要素や条文に明記されている推進すべき法律による取組みとなっているが、これらに留まらない多様な項目やより高い評価水準についての検討も必要になってくるものとする。また、価格評価については、評価の基礎となる予定価格や評価基準価格の設定が極めて重要となる。区は令和4年度からの試行実施において、入札結果の分析等を通して想定している条例に沿った取組みの推進やダンピング防止強化等の効果が得られるかを検証するとしているが、上記の考え方や事業者の声も十分に踏まえた検証を行い、本格実施に向けた検討を進めるべきである。

3 委託契約における入札制度改革について

工事請負契約のみならず委託契約においても、過度な低価格での入札が広がる恐れが認められる現下の状況に鑑み、ダンピング防止のための入札制度改革の取組みをさらに進め、事業者や下請負者の経営及び労働者の労働環境の向上を目指すべきである。そのための取組みの方向性についての提言を以下に示す。

現在、委託契約においても一定の予定価格以上の建物清掃業務などといった特定の案件については最低制限価格制度が適用されているが、この対象範囲や最低制限価格設定のあり方を見直し、従前より多くの案件において過度な低価格での入札を抑止する仕組みを導入するという手法が考えられる。

この最低制限価格の算定にあたっては、入札価格が労働者への適正な賃金支払いが成される額以上となることを想定し、適正な基準を設定するべきである。

本委員会の2月の答申では、職種別労働報酬下限額の検討に併せ、業務の仕様や見積りの標準化を行うことにより、最低制限価格制度等の運用拡大も可能となる旨を示しているが、ダンピング防止への対策が急がれる中で、これまでの検討を基礎に具体化を図り、可能なところから順次、実行に移していくべきと考える。

一部資料については
他の機関作成等の理由により
非公開とする。